

秋田市公報

あきだ

第1123号

平成30年8月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

―― 目 次 ――

告 示

○専決処分した予算およびその要領について（第219号）	2
○平成30年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第220号）	3
○一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第221号）	5
○市道路線の認定について（第222号）	5
○道路の区域決定および供用開始について（第223号）	6
○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第224号）	6
○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第225号）	6
○平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第226号）	7
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第227号）	7
○秋田市告示第141号の訂正について（第228号）	7
○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第229号）	7
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について（第230号）	7
○災害対策基本法に基づく指定避難所の指定について（第231号）	8
○平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第232号）	8
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第233号）	8
○平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第234号）	8
○平成30年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第235号）	8
○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第236号）	8
○功労者として待遇した者の氏名および事績の大要について（第237号）	8

○表彰した者の氏名および事績の大要について（第238号）	9
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第239号）	10
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の廃止について（第240号）	11
○南部市民サービスセンター別館の施設使用料の徴収事務の委託について（第241号）	11
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第242号）	11
○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第243号）	11
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第244号）	11
○秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第245号）	12

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第11号）	12
------------------------	----

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第7号）	12
----------------------	----

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の指定について（第12号）	12
○指定排水設備工事業者の指定について（第13号）	12
○指定排水設備工事業者の休止について（第14号）	12

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	13
○許可した開発行為に関する工事の完了について	13
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について	13
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	18
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	18
○都市計画の案の縦覧について	18
○都市計画の案の縦覧について	19
○総合的設計による一団地の建築物の認定について	19
○地籍調査事業の現地会いの通知する事項について	19
○農用地利用集積計画の縦覧について	19
○予防接種法による定期予防接種について	19
○建築基準法による道路の指定の廃止について	20
○市有地の売払いについて	20

上下水道局公告

○公募型プロポーザルの実施について……………21

告 示

秋田市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年7月2日

秋田市長 穂 積 志

専決第35号

専 決 处 分 書

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,192,441	千円 6,000	千円 1,198,441
	2 分担金	0	6,000	6,000
19 繰入金		3,966,509	297,000	4,263,509
	2 基金繰入金	3,721,727	297,000	4,018,727
20 繰越金		700,000	995	700,995
	1 繰越金	700,000	995	700,995
歳 入 合 計		127,730,000	303,995	128,033,995

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 48,785,958	千円 7,500	千円 48,793,458
	5 災害救助費	1,400	7,500	8,900
6 農林水産業費		2,721,847	1,500	2,723,347
	1 農業費	2,004,999	1,500	2,006,499
11 災害復旧費		372,943	294,995	667,938
	1 農林水産施設災害復旧費	103,367	136,695	240,062
	2 公共土木施設災害復旧費	269,574	158,300	427,874
歳 出 合 計		127,730,000	303,995	128,033,995

秋田市告示第220号

平成30年6月29日の「平成30年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年7月2日

秋田市長 穂 積 志

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,679,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,290,578	千円 150,492	千円 20,441,070
	2 国庫補助金	3,029,770	150,492	3,180,262
16 県支出金		8,511,968	5,239	8,517,207
	2 県補助金	2,551,850	5,239	2,557,089
20 繰越金		700,995	132,433	833,428
	1 繰越金	700,995	132,433	833,428
21 諸収入		9,033,953	4,400	9,038,353
	5 雑入	1,774,129	4,400	1,778,529
22 市債		9,923,000	352,700	10,275,700
	1 市債	9,923,000	352,700	10,275,700
歳 入 合 計		128,033,995	645,264	128,679,259

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,839,279	千円 4,400	千円 14,843,679
	1 総務管理費	12,929,076	4,400	12,933,476
3 民生費		48,793,458	171,918	48,965,376
	1 社会福祉費	22,019,647	168,119	22,187,766
	2 児童福祉費	17,423,226	3,799	17,427,025
6 農林水産業費		2,723,347	7,760	2,731,107
	1 農業費	2,006,499	7,760	2,014,259

7 商工費		8,720,742	7,298	8,728,040
	1 商工費	8,720,742	7,298	8,728,040
8 土木費		13,621,670	453,888	14,075,558
	2 道路橋りょう費	4,311,087	109,020	4,420,107
	5 都市計画費	3,293,565	344,868	3,638,433
歳出合計		128,033,995	645,264	128,679,259

第2表 市債補正

(単位:千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業費	117,600	1,800	119,400			
道路橋りょう費	1,146,300	49,000	1,195,300			
土地区画整理費	671,600	287,800	959,400			
街路事業費	156,200	14,100	170,300			
計	9,923,000	352,700	10,275,700			

平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第1号)

平成30年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517,534千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,932,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 535,300	千円 197,643	千円 732,943
	1 国庫補助金	535,300	197,643	732,943
4 繰入金		794,927	319,891	1,114,818
	1 一般会計繰入金	794,927	319,891	1,114,818
歳入合計		1,414,832	517,534	1,932,366

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 1,412,332	千円 517,534	千円 1,929,866
	1 土地区画整理費	1,412,332	517,534	1,929,866
歳出合計		1,414,832	517,534	1,932,366

平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

平成30年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

26,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
29,506,555千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 5,096	千円 26,822	千円 31,918
	1 繰越金	5,096	26,822	31,918
歳 入 合 計		29,479,733	26,822	29,506,555

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		千円 5,151	千円 26,822	千円 31,973
	1 償還金及び還付加算金	5,151	26,822	31,973
歳 出 合 計		29,479,733	26,822	29,506,555

秋田市告示第221号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市の家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月2日

秋田市長 穂 積 志

	受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
1	秋田市土崎港北二丁目19番18号 菅原睦子 ローソン 秋田金足片田店
2	秋田市将軍野南四丁目7番44号 吉田和樹 ローソン 秋田仁井田本町店
3	秋田市外旭川字水口5番地7 坂本薰 ローソン 秋田外旭川天徳寺通店
4	秋田市土崎港北四丁目8番38号 佐藤留美子 ローソン 秋田土崎港中央五丁目店
5	秋田市飯島鼠田三丁目4番22号 佐藤さくら ローソン 秋田土崎港北七丁目店

秋田市告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、
市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告

示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
21009	仁井田本町19号線	仁井田本町三丁目24番5地先 仁井田本町三丁目24番7地先	
41299	将軍野東二丁目26号線	将軍野東二丁目160番43地先 将軍野東二丁目318番1地先	
41300	寺内三千刈21号線	寺内字三千刈460番5地先 寺内字三千刈460番6地先	
41301	青山町13号線	将軍野青山町134番2地先 将軍野青山町134番3地先	
41302	土崎北三丁目16号線	土崎港北三丁目121番38地先 土崎港北三丁目121番41地先	

2 縦覧期間

平成30年7月3日から同月23日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分ま

で

秋田市告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
21009	仁井田本町19号線	仁井田本町三丁目24番5地先 仁井田本町三丁目24番7地先	48.47	6.00
41299	将軍野東二丁目26号線	将軍野東二丁目160番43地先 将軍野東二丁目318番1地先	60.28	6.00 ～ 6.08
41300	寺内三千刈21号線	寺内字三千刈460番5地先 寺内字三千刈460番6地先	52.68	7.01
41301	青山町13号線	将軍野青山町134番2地先 将軍野青山町134番3地先	55.50	6.67 ～ 6.74
41302	土崎北三丁目16号線	土崎港北三丁目121番38地先 土崎港北三丁目121番41地先	102.52	6.00

2 縦覧期間

平成30年7月3日から同月23日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

條の10および第115条の20の規定により告示する。

平成30年7月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
S O M P O ケア株 式会社	S O M P O ケアそんぽの 家G H秋 田旭川	秋田市旭川 清澄町16番 17号	平成30年 7月1日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護
S O M P O ケア株 式会社	S O M P O ケア秋 田旭川 訪問介護	秋田市旭川 清澄町16番 17号	平成30年 7月1日	訪問介護
S O M P O ケア株 式会社	S O M P O ケア秋 田旭川 居宅介護 支援	秋田市旭川 清澄町16番 17号	平成30年 7月1日	居宅介護支 援
S O M P O ケア株 式会社	S O M P O ケア秋 田仁井 田 訪問 介護	秋田市仁井 田新田一丁 目5番14号	平成30年 7月1日	訪問介護
S O M P O ケア株 式会社	S O M P O ケア秋 田仁井 田 居宅 介護支援	秋田市仁井 田新田一丁 目5番14号	平成30年 7月1日	居宅介護支 援
株式会社 あおぞら メンタル デイサー ビス桜	あおぞら メンタル デイサー ビス桜	秋田市桜二 丁目6番2 号	平成30年 7月1日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

平成30年7月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
医療法人 栄山会	山王訪問 看護ステー ション	秋田市山王 二丁目1番 49号	平成30年 6月29日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
株式会社 仁成堂総 合ケアセ ンター	スマート・ ケアステー ション	秋田市手形 新栄町4番 1号	平成30年 6月30日	訪問介護

医療法人 久幸会	療養通所 介護セン ター矢留 の里	秋田市千秋 矢留町6番 25号	平成30年 6月30日	地域密着型 通所介護
株式会社 ジャパン ケア秋田 サービス	ジャパン ケア秋田 仁井田	秋田市仁井 田新田一丁 目5番14号	平成30年 6月30日	訪問介護、 居宅介護支 援
株式会社 ジャパン ケア秋田 旭川	ジャパン ケア秋田 旭川	秋田市旭川 清澄町16番 17号	平成30年 6月30日	訪問介護、 居宅介護支 援
株式会社 ジャパン ケア秋田 旭川	グループ ホーム遊 宴秋田旭 川	秋田市旭川 清澄町16番 17号	平成30年 6月30日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第226号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年7月6日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第227号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年7月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成30年6月5日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年7月23日から平成31年1月23日まで
 2 返還を受けるために必要な事項
 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
 3 所有权の帰属
 この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
 4 問合せ先
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第228号

平成30年4月19日付けの住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定に基づく秋田市告示第141号において告示した住居表示新旧・旧新対照表を次のとおり訂正する。

平成30年7月10日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

別添住居表示新旧・旧新対照表追録（省略）のとおり

秋田市告示第229号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月10日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

青森県青森市大字三内字玉作2番地72

株式会社 丸大サクラヰ薬局 代表取締役 櫻井 清
ハッピー・ドラッグ 秋田泉北店

秋田市告示第230号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年7月11日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 名称

飯島南地区コミュニティセンター（多目的ホール）

2 所在地

秋田市飯島字南場掛318番地2

3 対象とする異常な現象の種類

(1) 洪水

(2) 崖崩れ、土石流および地滑り

(3) 地震

4 収容人数

100人

秋田市告示第231号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月11日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称
飯島南地区コミュニティセンター（多目的ホール）
- 2 所在地
秋田市飯島字南場掛318番地2
- 3 収容人数
100人

秋田市告示第232号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年7月13日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）**担当する医療の種類：薬局**

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
197	佐野薬局 桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	平成30年7月8日

秋田市告示第234号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収

税額決定・変更通知書**秋田市告示第235号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成30年7月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在地	指定の 年月日	サービスの 種類
合同会社 いこい	訪問介護 ステーション合同会 社いこい	秋田市広面 字糠塚67番 地5セントチ リー松本Ⅲ 102号	平成30年 7月15日	訪問介護
株式会社 グリーン ケアガーデン	グループ ホームグ リーンケ アガーデ ン	秋田市外旭 川字堂ノ前 174番地1	平成30年 7月15日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第237号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の大要是次のとおりである。

平成30年7月23日

秋田市長 穂 積 志

第524号 川田直政 秋田市新屋町字新町後278番地32

長年にわたり秋田市身体障害者協会会長として主導的立場で各関係機関との連絡調整等に尽力されたほか、同協会の発展と活性化に寄与するなど、本市の社会福祉の向上に大きく貢献した。

第525号 一ノ関勝義 秋田市広面字昼夜23番地5

長年にわたり秋田市商店街連盟会長として商店街の健全な発展と商店街の新たなリーダー育成に積極的に尽力されるなど、本市の地域商業の振興・発展に大きく貢献した。

第526号 藤澤正義 秋田市南通築地11番39号

長年にわたり秋田商工会議所の役員として主に本市の産業振興に貢献されたほか、広く小規模事業者の経営活動への支援に尽力され、本市商工業の振興・発展に大きく貢献した。

秋田市告示第238号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

平成30年7月23日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

(故) 山 本 敬 悅
佐々木 ひとみ
佐 藤 充
小 松 友 子
工 藤 真紀子
伊 藤 和 子

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに努めるとともに民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

利 部 吉 人

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

松 渕 秀 男
井 上 文 子
熊 谷 明 夫
小 坂 省 史
工 藤 忠 三
辻 良 之
工 藤 幸 男
淀 川 登 典
金 子 一 典
鎌 田 弘 靖
橋 本 靖 靖
鈴 木 史 朗
太 田 忠 幸
菅 原 勉
佐 藤 輿 志 郎
畑 山 喜 久 雄
佐々木 雄 一

(故) 安 田 浩 一

佐々木 喜 徳
佐 藤 章
佐 藤 由 忠
伊 賀 勝 郎
門 脇 勝 男
杉 原 峰 夫
岩 崎 信 高
伊 藤 正 良
小 林 一 三
戸 井 田 俊 孝
小野寺 教 良
藤 田 静 雄
鈴 木 勉
早 川 晴 耕
佐 藤 光 美
熊 谷 廣 和

長年にわたり消費生活審議会委員として市民の安全で快適な消費生活の実現に努め本市消費者行政の推進に貢献した。

柳 沢 和 子

長年にわたりボランティア活動に精励し市民参加のまちづくりと社会福祉の向上に貢献した。

フラ・ハイビスカス

長年にわたり社会福祉協議会役員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

熊 谷 榮 助

嵯 峨 銀 之 助

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

長 沼 謙 悅

齋 藤 順 子

濱 勝 恵 子

小 野 真 夫

佐 藤 良 一

富 山 正 子

小野寺 陸 夫

戸 嶋 二 郎

中 川 敬 子

佐 藤 孝 子

佐 藤 忠 義

柏 谷 英 恵

森 合 三 満

鈴 京 彌 勇

奈 良 邦 一

吉 尾 敬 子

佐 藤 彦 司

中 保 邦 治

齊 藤 透 子

鎌 田 賢 一

中 川 弘 一

鈴 木 敏 一

齊 藤 忠 一

長年にわたり地域保健推進員会会長として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

田 口 フミ子

長年にわたり環境審議会委員として環境施策への提言・助言を行なうなど本市環境行政の推進に貢献した。

村 田 勝 敬

福 岡 真理子

高 橋 敦 子

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本市生活環境の保全に貢献した。

佐々木 正 勝

本市6次産業化の先駆者として長年にわたり他事業者を牽引し県内外の商談会等に積極的に出展するとともに秋田市農産加工品等販売促進協議会会长として本市6次産業の振興に貢献した。

瀧 田 稔

本県初の農家レストランを開業し長年にわたり農業女性の働く場の提供を行うとともに農山漁村地域の活性化に取り組むなど本市6次産業の振興に貢献した。

浅 野 育 子

本市6次産業化の女性リーダーとして長年にわたり地域女性の活躍の場を創出するとともに秋田市農産加工品等販売促進協議会副会長として本市6次産業の振興に貢献した。

木山 美佐子

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

金子政廣

嵯峨敏

加賀谷忠

最上真

長年にわたり社会教育委員として第3次から第5次秋田市社会教育中期計画や秋田市教育ビジョンの策定に関わり市の社会教育の振興と発展に貢献した。

三浦研二

原義彦

長年にわたり社会教育委員として第4次および第5次秋田市社会教育中期計画に関わり市の社会教育の振興と発展に貢献した。

伊藤妙子

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

藤原博子

吉田正子

鳥前晃

坂田谷義憲

菊池正親

小田島恵子

鎌田均

伊藤久

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

一ノ関敏昭

加賀谷重孝

熊谷聖子

藤井武光

堀井泰子

佐藤薰

長岐イク子

山木道子

谷口猶子

田中紀紅子

渡部恵美子

佐藤アサ子

長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と明るい選挙の推進に貢献した。

佐藤信利

長谷川ミオ子

中川久美子

秋田市告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年7月23日

秋田市長 穂積志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
イオン薬局御所野店	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	平成30年5月1日
あおぞらデイサービス桜	秋田市桜二丁目6番2号	平成30年7月1日
SOMP Oケア秋田旭川 居宅介護支援	秋田市旭川清澄町16番17号	平成30年7月1日
SOMP Oケア秋田旭川 訪問介護	秋田市旭川清澄町16番17号	平成30年7月1日
SOMP Oケアそんぽの家GH秋田旭川	秋田市旭川清澄町16番17号	平成30年7月1日
SOMP Oケア秋田仁井田 居宅介護支援	秋田市仁井田新田一丁目5番14号	平成30年7月1日
SOMP Oケア秋田仁井田 訪問介護	秋田市仁井田新田一丁目5番14号	平成30年7月1日
訪問介護ステーション合同会社いこい	秋田市広面字糠塚67番地5セントチャリー松本Ⅲ102号	平成30年7月15日
グループホームグリーンケアガーデン	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	平成30年7月15日

2 変更

事業所名称	指定介護機関番号、名称、所在地	変 更 年月日
バイタルケア秋田南介護サービス	旧 0570116913 バイタルケア秋田南 秋田市新屋松美ガ丘東町2番20号	平成30年6月1日
	新 0570125906 バイタルケア秋田南介護サービス 秋田市新屋松美ガ丘東町7番46号	

3 休止

事業所名称	所 在 地	休 止 年月日
新成園指定訪問介護事業所	秋田市浜田字元中村280番地9	平成30年7月2日

4 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
大学病院前デイサービス（地域密着型）	秋田市広面字二階堤20番地1	平成30年3月31日
魁聖園デイサービスセンター	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	平成30年3月31日
魁聖園ヘルパーステーション	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	平成30年3月31日
さくらデイサービス下北手店	秋田市下北手通沢字前田144番地	平成30年3月31日
山王訪問看護ステーション	秋田市山王二丁目1番49号	平成30年6月29日
療養通所介護センター矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25号	平成30年6月30日
ジャパンケア秋田旭川（居宅介護支援）	秋田市旭川清澄町16番17号	平成30年6月30日
ジャパンケア秋田旭川（訪問介護）	秋田市旭川清澄町16番17号	平成30年6月30日
グループホーム遊宴秋田旭川	秋田市旭川清澄町16番17号	平成30年6月30日
ジャパンケア秋田仁井田（居宅介護支援）	秋田市仁井田新田一丁目5番14号	平成30年6月30日
ジャパンケア秋田仁井田（訪問介護）	秋田市仁井田新田一丁目5番14号	平成30年6月30日
佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	平成30年7月8日

秋田市告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年7月23日

秋田市長 穂 積 志

廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
山王訪問看護ステーション	秋田市山王二丁目1番49号	平成30年6月29日
みなみ歯科医院	秋田市土崎港南三丁目7番4号	平成30年6月30日
佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	平成30年7月8日

秋田市告示第241号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、南部市民サービスセンター別館の施設使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月24日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市御野場一丁目5番1号

南部地域づくり協議会

会長 佐 藤 義 明

2 委託期間

平成30年7月24日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年7月26日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

丸木橋町内会

2 認可年月日

平成14年11月13日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐 藤 義 則

秋田市山内字丸木橋133番地4

変更後 小 澤 一 正

秋田市山内字丸木橋120番地3

4 変更年月日

平成30年7月1日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月30日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市飯島西袋二丁目12番10号

佐 藤 澄 仁

ファミリーマート 秋田飯島中央店

ファミリーマート 秋田ならやま店

秋田市告示第244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年7月31日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名 住 所	医療機関 開設者名	指 定 年月日
217	ヒロコーポ 薬局 秋田市千 秋久保田 町3番18 号	株式会社青龍 代表取締役 金 子 晴 雄	平成30年 8月1日

秋田市告示第245号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入场券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月31日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

- 1 秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 高木 浩一
- 2 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 鶴田 嘉裕
- 3 秋田市土崎港中央一丁目15番7号
株式会社細川蓄音器店
代表取締役 細川 譲
- 4 秋田市山王臨海町1番1号
株式会社秋田魁新報社
代表取締役社長 小笠原 直樹
- 5 仙台市青葉区中央二丁目10番30号
仙台明芳ビル8F
株式会社ローソンエンタテインメント
仙台営業所
所長 野田 哲也

教委告示**秋田市教委告示第11号**

平成30年7月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年7月24日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

付議案件

- 1 平成31年度使用秋田市立小学校教科用図書の採択に関する件
- 2 平成31年度使用秋田市立中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の採択に関する件
- 3 平成31年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 4 平成31年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 5 平成31年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

農委告示**秋田市農委告示第7号**

平成30年7月17日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年7月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成30年度第4号）に関する件

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第12号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成30年7月9日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社英明工務店	加藤憲成	秋田市新屋船場町6番53号

- 2 指定期月日

平成30年7月3日

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成30年7月9日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社英明工務店	加藤憲成	秋田市新屋船場町6番53号

- 2 指定期月日

平成30年7月3日

秋田市上下水道局告示第14号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成30年7月30日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社高橋建設	高橋秀和	秋田市太平中関字川原98番地13

- 2 休止年月日

平成30年7月20日

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年7月2日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社ダイユーエイト
代表取締役社長 浅 倉 俊 一
福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信
東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイユーエイト秋田寺内店
所在地 秋田市寺内蛭根一丁目390-3 他6筆
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
イ 駐車場の位置及び収容台数
ウ 駐輪場の位置及び収容台数
エ 荷さばき施設の位置及び面積
オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
平成31年3月1日

(5) 変更理由

ダイユーエイト秋田寺内店敷地内にローソン寺内蛭根店（コンビニエンスストア）を新設するため

2 届出年月日

平成30年6月29日

3 関係書類の縦覧場所及び期間**(1) 縦覧場所**

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成30年7月2日から同年11月2日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成30年2月19日付け秋田市指令第457号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成30年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市大住二丁目19番3号3-303号

塚 田 秀 尚

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市浜田字石山79番1 および79番4の内

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成30年7月12日

秋田市長 穂 積 志

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

閲覧年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
平成29年5月16日	株日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成9年5月31日までに生まれた20歳以上の男女	新屋扇町
平成29年5月16日	株日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成22年12月31日までに生まれた7歳以上の男女	大町六丁目
平成29年5月17日	株インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成29年度旅行・観光消費動向調査	年齢、性別指定なしで1世帯より1名	土崎港東二丁目

平成29年 5月30日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	平成13年6月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	南通宮田
平成29年 5月31日	(株)毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	世論調査の調査対象者を無作為抽出		御町五丁目
平成29年 6月2日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査（第71回）	平成9年7月31日までに生まれた20歳以上の男女	山手台二丁目から三丁目
平成29年 6月2日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子ども・青少年のスポーツライフに関する調査	平成7年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた4歳から21歳までの男女	山王六丁目、川尻総社町、川尻みよし町および川尻御休町
平成29年 6月6日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	国民生活に関する世論調査	平成11年5月末日までに生まれた18歳以上の日本人の男女	泉東町および泉馬場
平成29年 6月6日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	社会と生活に関する意識調査	平成13年6月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	八橋大道東および寺内油田
平成29年 6月8日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成13年4月1日までに生まれた16歳以上の男女	東通二丁目、東通五丁目、下新城長岡および下新城青崎
平成29年 6月9日	パシフィックコンサルタンツ(株) 秋田事務所 所長 加藤 誠司	雄物川上流自然再生の事業評価において、事業効果把握のためのアンケート調査	20歳以上の男女	雄和向野、雄和碇田、雄和神ヶ村、雄和萱ヶ沢、雄和種沢、雄和新波、雄和戸賀沢、雄和繫、雄和平尾鳥、雄和女米木および雄和左手子
平成29年 7月4日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2017年新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成14年8月末日までに生まれた15歳以上の日本人の男女	土崎港南一丁目および下新城長岡字毛無谷地
平成29年 7月4日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	救急に関する世論調査	平成11年6月末日までに生まれた18歳以上の日本人男女	仁井田字大野
平成29年 7月25日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	障害者に関する世論調査	平成11年7月末日までに生まれた18歳以上の日本人男女	浜田字家後および浜田字後谷地
平成29年 8月8日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2017年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	平成9年12月末日までに生まれた20歳以上の日本人男女	保戸野桜町
平成29年 8月9日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	移植医療に関する世論調査	平成11年7月31日までに生まれた18歳以上の日本国籍を有する男女	八橋三和町1および八橋新川向7
平成29年 8月9日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第12回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	昭和27年9月1日から平成14年8月31日までに生まれた15歳から64歳までの日本国籍を有する男女	寺内後城7から

平成29年 8月22日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	I S S P社会的ネットワーク と社会的資源に関する国際比 較調査（社会と生活について の国際比較調査）	平成11年12月末日までに 生まれた18歳以上の男女	御町二丁目および牛島東 一丁目
平成29年 9月5日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	第10回メディアに関する全国 世論調査	平成11年10月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	土崎港中央一丁目
平成29年 9月20日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	人権擁護に関する世論調査	平成11年9月30日までに 生まれた18歳以上の日本 国籍を有する男女	川尻みよし町9から
平成29年 9月26日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査（第72回）	平成9年10月31日までに 生まれた20歳以上の男女	寺内蛭根二丁目から三丁 目および八橋大道東
平成29年 10月3日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	紛争経験調査	平成9年10月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	土崎港中央五丁目
平成29年 10月3日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	文化と国際化についての調査 (J G S S -2017G)	昭和2年11月1日から平 成9年10月31日までに生 まれた20歳以上89歳以下 の日本人男女	金足追分字海老穴
平成29年 10月4日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用 環境実態調査	平成11年11月2日から平 成19年11月1日までに生 まれた10歳以上17歳以下 の男女	牛島西一丁目から三丁目、 大住一丁目から四丁目お よび牛島南一丁目から二 丁目
平成29年 10月4日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	11月全国個人視聴率調査	平成22年12月31日までに 生まれた7歳以上の男女	牛島西四丁目
平成29年 10月12日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成13年4月1日までに 生まれた16歳以上の男女	山王新町、山王中園町、 山王七丁目、大町五丁目 および土崎港中央五丁目
平成29年 10月24日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	平成29年度消費者意識基本調 査	平成14年10月31日までに 生まれた15歳以上の男女	寺内後城
平成29年 10月31日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	防災に関する世論調査	平成11年10月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人の男女	広面字碇
平成29年 11月2日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年を被害から守るための 調査	平成11年4月2日から平 成17年4月1日までに生 まれた12歳以上18歳以下 の女性	泉中央一丁目から六丁目、 泉北一丁目から四丁目お よび泉南一丁目から三丁 目
平成29年 11月7日	(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成30年度 家庭部門のC O ² 排出実態統計調査	昭和3年4月2日から平 成10年4月1日生まれま での方で1世帯より1人	御所野地蔵田二丁目
平成29年 11月8日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	土地問題に関する国民の意識 調査	平成9年10月31日までに 生まれた20歳以上の日本 国籍を有する男女	泉南一丁目1から
平成29年 11月9日 10日	(一社)輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	通信利用動向調査	20歳以上の世帯主の男女	秋田市全域

平成29年 11月14日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	平成29年度男女間における暴力に関する調査	平成9年11月末日までに生まれた20歳以上の日本人男女	飯島鼠田二丁目
平成29年 11月14日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	平成13年12月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	新屋比内町
平成29年 11月14日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	家族の法制に関する世論調査	平成11年10月末日までに生まれた18歳以上の日本人の男女	新屋朝日町
平成29年 12月1日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稔博	高齢者の健康に関する調査	昭和37年1月1日までに生まれた55歳以上の男女	寺内鶴ノ木、寺内児桜一丁目から三丁目および寺内堂ノ沢三丁目
平成29年 12月12日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	自衛隊・防衛問題に関する世論調査	平成11年12月末日までに生まれた18歳以上の日本人の男女	河辺和田字上中野
平成29年 12月12日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	家庭用塩の消費実態に関する調査	平成10年1月末日までに生まれた20歳以上の日本人の男女	土崎港北六丁目
平成29年 12月20日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	飲酒と生活習慣に関する調査	平成10年1月末日までに生まれた20歳以上の日本人の男女	手形田中
平成29年 12月26日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調査	平成11年12月末日までに生まれた18歳以上の日本人の男女	保戸野千代田町
平成30年 1月18日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 讓	2018年全国たばこ喫煙者率調査	昭和3年5月1日から平成10年4月30日生まれまでの男女	広面、手形住吉町、御野場三丁目から四丁目および将軍野東二丁目
平成30年 1月19日	(株)RJCリサーチ 代表取締役 佐野 耕太郎	少子高齢化社会における家族・出生・仕事に関する全国調査	18歳から21歳までの女性、22歳から25歳までの男性各3名、18歳から21歳までの男性、22歳から25歳までの女性、26歳から29歳までの男女、30歳から33歳までの男女、34歳から37歳までの男女、38歳から41歳までの男女、42歳から45歳までの男女および46歳から49歳までの男女各2名	牛島東七丁目
平成30年 1月30日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	平成29年度国語に関する世論調査	平成14年2月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	御所野下堤
平成30年 1月30日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	第12回生活と意識についての国際比較調査	昭和3年1月1日から平成9年12月31日までに生まれた20歳以上89歳以下の日本人の男女	桜一丁目
平成30年 2月1日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	単身世帯の世帯主	手形からみでんおよび手形田中

平成30年 2月7日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成14年4月1日までに 生まれた16歳以上の男女	旭南一丁目から二丁目、 土崎港南一丁目から三丁 目および外旭川
平成30年 2月15日	泉・緑の会 会長 瀬田川 栄一	子どもの誕生記念として梅苗 木を贈るため	平成29年(1月から12月) に生まれた子ども	泉小学校学区
平成30年 2月20日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査(第74回)	平成10年4月30日までに 生まれた20歳以上の男女	檜山登町、檜山古川新町 および檜山本町
平成30年 2月27日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2018年6月全国放送サービス 接触動向調査	平成23年12月末日までに 生まれた7歳以上の日本人 男女	旭北寺町、旭北錦町およ び旭北栄町
平成30年 2月28日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤沢 昌樹	第3回 日本人の就業実態に 関する総合調査	20歳以上65歳以下の男女	寺内蛭根二丁目

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

閲覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
平成29年 4月14日	秋田市生活総務課	南ヶ丘ニュータウン地域(上 北手百崎、猿田地内)におけ る住居表示整備事業に係る業 務委託の仕様書等を作成する ため		上北手百崎字ニタ子沢1 番地6および5番地内、 上北手百崎字諏訪ノ沢3 番地内から5番地内、上 北手猿田字苗代沢150番 地内および上北手猿田字 四ツ小屋110番地内
平成29年 5月9日 10日 11日	秋田県企画振興部総合政策課	平成29年度県民意識調査	18歳以上の男女	秋田市全域
平成29年 6月16日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世 帯数および住民数を確認する ため		旭川清澄町1番から16番、 旭川新藤田西町4番、7 番7号から7番20号、8 番21号から8番55号、旭 川新藤田東町13番15号か ら13番20号、14番、15番、 17番3号から17番25号
平成29年 10月17日 18日 19日	防衛省自衛隊 秋田地方協力本部 秋田募集案内所	自衛官募集事務上必要なため	平成12年4月2日から平 成13年4月1日までに生 まれた男女	秋田市全域
平成29年 11月1日	秋田市生活総務課	申請のあった場所に以前居住 していた者の住所を確認する ため		将軍野南五丁目11番34号

平成29年 11月15日	秋田市生活総務課	南ヶ丘ニュータウン地域（上北手百崎、猿田地内）における住居表示整備事業について、現地調査の結果と突合するため		上北手百崎字ニタ子沢1番地6および5番地内、上北手百崎字諏訪ノ沢3番地内から5番地内、上北手猿田字苗代沢150番地内、上北手猿田字四ツ小屋110番地内
-----------------	----------	--	--	---

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年7月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
第一リース株式会社 代表取締役社長 遠 藤 経 雄
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）秋田八橋複合店舗
所在地 秋田市八橋大畑一丁目107 他9筆
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の名称
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
ア 平成30年7月2日
イ 平成30年3月2日
- (5) 変更理由
ア 大規模小売店舗の名称を変更するため
イ 出店テナントの決定による

2 届出年月日

平成30年7月11日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
平成30年7月13日から同年11月13日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、

同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年7月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社伊徳 代表取締役社長 塚本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンデー土崎港北店・いとく自衛隊通店
所在地 秋田市土崎港北二丁目17番14号 他5筆
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正
変更後
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博
- (4) 変更年月日
平成29年6月29日
- (5) 変更理由
設置者のうち三菱UFJリース株式会社の代表者変更のため

2 届出年月日

平成30年7月12日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
平成30年7月13日から同年11月13日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更した

いので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成30年7月23日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 楢山石塚谷地地区計画

2 位置および区域

秋田市楢山字石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成30年7月23日から同年8月6日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成30年7月23日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 位置および区域

秋田市楢山字石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成30年7月23日から同年8月6日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、総合的設計による一団地の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成30年7月23日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

大阪府大阪市中央区城見一丁目2-27 クリスタルタワー27階
株式会社プレサンスコーポレーション

代表取締役 山岸 忍

2 一団地の区域

秋田市中通三丁目2、3、4、五丁目7-1、7-2および8

3 認定年月日

平成30年7月23日

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

次の者の住所および居所が不明のため、地籍調査作業規程準則第30条による地籍調査事業の筆界の調査を実施するにあたり、現地立会いの通知する事項を次のとおり公告する。

平成30年7月24日

秋田市長 穂 積 志

1 通知を受ける者の氏名および住所

氏名 酒井兵治

住所 不明

2 立会通知名

現地一筆地調査への立会いについて（通知）

3 現地調査を行う場所

秋田市雄和平尾鳥字長瀧51番地12

4 現地調査の開始日時

平成30年8月1日（水）午前9時開始

5 その他

該当者につきましては、速やかに担当者連絡先までご一報願います。

実施機関 (株)北日本朝日航洋秋田支店

担当 村上

直通 018-863-8653

FAX 018-863-8973

計画機関 秋田市企画財政部地籍調査室

担当 櫻田

直通 018-882-5181

FAX 018-882-3051

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法

施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、
次のとおり公告する。

平成30年7月25日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名および予防接種を行う主たる場所、追加する予防接種の種類
別表のとおり

別表

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、主たる場所、追加する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類													
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ボリオ	麻疹・風疹・單抗原混合	風疹・單抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘	B型肝炎	高齢者の肺炎球菌
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	加藤 信之	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則

（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月27日

秋田市長 穂 積 志

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和49年 9月25日	S49-084	6.00	59.00	秋田市将軍野東二丁目159番2、159番3、160番2、160番42、330番3、324番3、322番2、322番3、322番8、322番4、322番5、322番7、317番2、317番3、317番4、321番3および322番8の地先道水路	平成30年 7月27日 第1号
2	昭和61年 12月3日	S61-009	7.00	53.55	秋田市寺内字三千刈459番1、459番11、459番12、459番2の内、460番1、460番3および460番4の内	平成30年 7月27日 第2号

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成30年7月31日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	面 積	最 低 入 札 価 格
1	秋田市茨島六丁目 379番1他3筆	宅 地	447.01m ²	11,936,000円

2 入札参加者の資格

- 次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。
- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
 - (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正

な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

- イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
秋田市山王一丁目3番25号
秋田市職員研修棟2階 第1研修室
- (2) 入札
平成30年8月28日（火）午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札
入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
 - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。	タ 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務であって、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要に応じて指示する業務
6 入札無効に関する事項	(4) 委託期間 平成31年4月1日から平成36年12月31日までとする。
(1) 郵便による入札は認めないものとする。	(5) 委託料 委託料の上限額は、4,783,359,000円（消費税および地方消費税を除く。）とする。
(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。	2 参加資格要件 プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
7 売買契約の締結 落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に売買契約書により契約を締結しなければならない。	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。 (2) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 (3) 租税に滞納がないこと。 (4) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者を除く。）でないこと。 (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護および管理のために必要な措置を講ずることができること。 (6) プライバシーマークもしくはISMの情報セキュリティ関連認証を取得し、又は個人情報保護方針を定めていること。 (7) 秋田県内に本社もしくは本店又は支店もしくは営業所を有すること。 (8) 給水人口5万人以上の水道事業体において、料金徴収業務等（窓口受付から検針、収納および滞納整理までの一連業務）の受託実績があること。 (9) 検満メーター取替業務の受託実績があること。 (10) 漏水修理業務の受託実績があること。 (11) 共同企業体で参加する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 構成員が4者以内であること。 イ 編成方法が自主編成であること。 ウ 出資割合が代表者の出資割合を最大とし、最小の出資割合が2者の場合にあっては40パーセント、3者の場合にあっては30パーセント、4者の場合にあっては20パーセントであること。 エ 全ての構成員が(1)から(6)までの要件を満たすこと。 オ いずれかの構成員が(7)から(10)までの要件を満たすこと。 カ 構成員が業務委託についてその属する共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うこと。 キ 構成員が単独又は他の構成員としてプロポーザルに参加していないこと。
8 契約保証金	3 日程
(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。	平成30年7月25日（水） 参加表明書等に係る質問締切 平成30年7月30日（月） 参加表明書提出期限 平成30年8月上旬 参加者の決定およびプレゼンテーション参加要請
(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。	平成30年8月31日（金） 業務提案書等に係る質問締切 平成30年9月20日（木） 業務提案書提出期限 平成30年10月中旬 業務提案書の審査 (プレゼンテーションおよびヒア
9 売払代金 契約者は、契約締結後、14日以内に売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。 ただし、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。	
10 売払物件の説明日時および場所	
(1) 秋田市茨島六丁目379番1他3筆 ア 日時 平成30年8月21日（火）午前10時から イ 集合場所 現地	

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田市上下水道局お客様センター業務等包括委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年7月5日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

1 事業の概要

(1) 委託名称

秋田市上下水道局お客様センター業務等包括委託

(2) 委託区域

秋田市内全域とする。

(3) 対象業務

ア 受付業務

イ 収納業務

ウ 滞納整理業務

エ 電子計算処理業務

オ 檢針業務

カ 開栓・閉栓業務および精算業務

キ 調査業務（再調査、異常水量、漏水等）

ク 調定および更正に係る業務

ケ メーターの入出庫管理業務

コ 検満メーター取替業務

サ メーター取付・取外業務および故障メーター取替業務

シ 漏水修理業務

ス 鉛製給水管取替業務

セ 弁きょう等整備業務

ソ 宿日直業務

3 日程

平成30年7月25日（水） 参加表明書等に係る質問締切

平成30年7月30日（月） 参加表明書提出期限

平成30年8月上旬 参加者の決定およびプレゼンテーション参加要請

平成30年8月31日（金） 業務提案書等に係る質問締切

平成30年9月20日（木） 業務提案書提出期限

平成30年10月中旬 業務提案書の審査

（プレゼンテーションおよびヒア

リング)

平成30年10月下旬 業務委託契約の締結

4 各種書類提出先等

(1) 提出先

秋田市上下水道局お客様センター（4階）

住所：〒010-0945 秋田市川尻みよし町14番8号

電話：018-823-8436

Eメールアドレス：ro-wtcc@city.akita.lg.jp

URL：<https://www.city.akita.lg.jp/suido/jigyosha/index.html>

(2) 実施要領および各種関係資料の交付

秋田市上下水道局お客様センター業務等包括委託公募型プロポーザル実施要領および各種関係資料は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。